

平成 23 年度（前期）学士課程「学生による授業評価アンケート」実施要綱

1. 実施目的

広島大学は、学生に充実した教育を施すことを重要な使命としている。大学教育の質を確保するためには、計画(PLAN)、実施(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)を繰り返す PDCA サイクルを構築することが重要な課題となる。「学生による授業評価アンケート調査」は、この PDCA サイクルの中の「CHECK」機能の一部として位置づけられるものである。教員は、それぞれ授業の工夫をし、より良い教育が行えるよう努力されていると思うが、その効果をさらに高めるためには、学生がその授業をどのように捉えているかの実態を把握することが重要になる。そのためには、授業を実際に受けた学生からの意見に耳を傾け、授業の改善に役立てることが必要になる。本学では、授業についての各教育組織と各担当教員の認識を高め、カリキュラムや授業方法等の改善に資するために、「学生による授業評価アンケート」を実施している。この趣旨を理解していただき、「学生による授業評価アンケート」に協力していただきたい。

2. アンケート調査の実施主体

教育室教育評価委員会（以下「委員会」という）が実施する。

3. アンケート調査の実施方法

授業評価アンケートにおける、①教員や部局による項目追加、②学生の回答、③教員のコメント記入、④結果の公表は「学生情報の森 もみじ」により実施する。

4. アンケート調査の実施対象科目

- (1) 前期に開講された学士課程教養教育科目及び学士課程専門教育科目の全科目において実施することを原則とする。
- (2) 非常勤講師が担当する授業においても授業評価アンケートを実施することを原則とする。
- (3) アンケート項目が授業の内容や実施方法に適さないと思われる科目（卒業論文、教養ゼミ、少人数ゼミ、個別指導の科目等）は部局の判断により、アンケート対象から除外することを可能とする。
- (4) 前期のアンケート回答期間終了後に開講される集中講義（授業）は、後期のアンケートとあわせて実施する。

5. アンケートの実施時期

学生のアンケート回答期間は、平成 23 年 7 月 13 日（水）～平成 23 年 8 月 10 日（水）とする。

6. アンケートの調査項目

調査項目は委員会が策定したものを基本とし、各部局、各授業で追加することも可能とする。

7. アンケート調査の対象学生

- (1) 不適切な回答を避けるため、出席回数が不足する学生を対象者から削除することを可能とする。
- (2) 対象者から削除する学生を判断するための出席回数は、担当教員会等の授業に責任を有する会議にて決定する。

- (3) 授業担当教員は、平成23年6月20日（月）～平成23年7月4日（月）に、アンケート対象から除外する学生氏名と学生番号を部局事務（教養教育科目は総合科学部内の教養教育本部支援グループ（教務担当）、専門教育科目は各学部の学生支援グループ）に連絡し、部局事務において非対象の設定を行う。

8. アンケート結果の集計・公表等

- (1) 科目別、教育組織（教育プログラム、学科、コース等）別、部局別及び全学平均の集計結果を「学生情報の森 もみじ」において公表する。なお、公表開始日は、平成23年9月22日（木）とする。
- (2) 各部局は教育組織別の集計に含める科目を指定された期日までに委員会に報告する。
- (3) 自由記述欄に書かれている意見は、担当教員を除き公表しない。
- (4) 担当教員は、学生アンケートに対する回答や意見をコメントとして「学生情報の森 もみじ」に記載する。コメント入力期間は、平成23年8月13日（土）～平成23年9月21日（水）とする。
- (5) 回答者が特定される危険性を排除するために、回答者が3名未満の場合は、アンケートを集計しない。

9. 未回答者への督促

アンケートの回答期間内に、未回答者（未回答科目が2科目以上かつ回答率が50%未満の者）に対して督促メールを2～3回程度送信し、回答を促す。なお、未回答者に督促を行うのは回収率を上げて、授業評価の精度を高めるためであり、未回答者を特定することが目的ではない。授業担当者には、誰が回答し、誰が回答していないのかについての情報は一切提供しない。回答の内容は自動的に分析されるため、授業担当者に対する匿名性は保たれている。

10. その他

- (1) 当アンケートは、本学が開講している授業の優れた点、問題点、改善すべき事項等について学生の意見や意識等を把握し、カリキュラムや授業方法等の改善に資することを目的としているため、他の目的には利用しない。
- (2) チューターや指導教員は「学生情報の森 もみじ」により学生の回答状況を把握できるので、回答するように指導する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、アンケート調査実施について必要な事項は、委員会が別に定める。